

基準 7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

《7-1の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

- ・法人全体の管理運営は、「学校法人大同学園寄附行為」（以下「寄附行為」という）、「大同学園拡大常勤理事会規程」及び「大同学園事務組織規程」に基づいて行われている。
- ・「寄附行為」に基づき理事10人、監事3人の役員を置いている。監事は、法人の業務、法人の財産の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出する職務を担っている。
- ・「寄附行為」に基づく管理運営体制として、議決機関としての「理事会」、諮問機関としての「評議員会」を設けている。
- ・理事会の下に「拡大常勤理事会」を置き、業務の迅速・円滑化を図っている。
- ・「拡大常勤理事会」は、学園の経営方針に関する事項、学園の事業計画及び遂行に関する事項について協議を行っている。
- ・「評議員会」は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴すること等、「理事会」の諮問機関としての役割を担っている。
- ・「理事会」等の役割及び構成員等は、表7-1-1のとおりである。

表7-1-1 法人の機関

機関名	項目	概要
理事会	内容	寄附行為に規定する議決を行うため、毎年3月、5月、8月、12月に定例会議を開催。必要に応じて、臨時の会議を開催。
	構成員	・大同工業大学学長及び大同工業大学大同高等学校長 ・評議員のうちから評議員会において選任された者1人 ・学識経験者のうち理事会において選任された者7人
拡大常勤理事会	内容	業務の円滑な運営をはかるため、「理事会」の下部機関として業務の協議のために毎月会議を開催。
	構成員	・学園の常勤理事、法人本部長、経営企画本部長、副学長及び理事長の指名する者。
評議員会	内容	寄附行為に規定する議案を理事会開催日の事前に開催される定例会議で審議し、理事会に上申する。

機関名	項目	概要
	構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の職員のうちから、理事会において選任された者9人 ・法人の設置する学校を卒業し、25歳以上のものうちから、評議員会において選任された者2人 ・法人の設置する学校に在籍する学生生徒の保護者のうちから、理事会において選任された者2人 ・学識経験者のうちから、理事会において選任された者8人

- ・大学においては、学長のもと副学長、学長補佐及び学長付を置き、副学長は学長の職務を補佐し、学長補佐及び学長付は学長の求めに応じ、本学の運営に関し、意見を具申している。

《7-1の視点》

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

- ・役員等の選任に関しては、「寄附行為」に定められ明示されている。
- ・「寄附行為」第6条に理事の選任、第7条に監事の選任、第23条で評議員の選任が規定され、規定に基づき選考された候補者について評議員会に諮問し、理事会で選任している。
- ・学長及び副学長の選考・選任については、大学の規程「大同工業大学学長・副学長の選任等に関する規程」及び「大同工業大学学長選考規程」に定められている。
- ・学長補佐及び学長付は、学長の指名によることが「大同工業大学役職等規程」に定められている。

(2) 7-1の自己評価

- ・学園の管理運営を実施する役員等の選任は、「寄附行為」に規定され、選任された理事により構成される「理事会」を頂点に、審議、諮問それぞれの役割を持つ「拡大常勤理事会」、「評議員会」が規定され、管理運営体制が適切に機能している。

(3) 7-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・私立学校法の改正に伴い、更なる管理体制の改善と経営の透明性の確保が必要になるが、今後検討を重ねる中で対応を図っていく計画である。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 事実の説明(現状)

《7-2の視点》

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

- ・年度予算の総枠及び決算に関する事項等経営に関わる問題については理事会で決定され、教授会に諮ることにより連携を取っている。
- ・大学の将来及び経営の根幹に関わる学科の改組・新設、学部の設置等の案件については、理事会の決定事項であるが、教授会等の教学側の議論を踏まえ、その意見・意思を理事

会にフィードバックする体制を取っている。

- ・大学の主要会議・委員会には、理事会側から常務理事及び理事2人が「学長付」という役職で構成員となり教学側に意見を述べる等、議論が迅速に進行する体制をとっている。
- ・常務理事は、管理部門と教学部門そして法人部門の連絡調整など実務面で重要な役割を担っている。
- ・理事会は、教育に関する運営については教学側を尊重している。

(2) 7-2の自己評価

- ・理事会の構成員である学長及び副学長から、毎月1回開催される拡大常勤理事会で、教学の意見・意思が提案・報告される体制にあり、教学組織と理事会の連携、機能分担、権限委譲が図られ、意思決定の体制が適切に運営されている。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育の多様化、学生の多様化等の教育環境の変化に対応した魅力ある大学づくりに、教学側と理事会がより連携し大学改革を迅速に推進する。

7-3. 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

(1) 事実の説明（現状）

《7-3の視点》

7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。

- ・本学では、「大同工業大学学則」第2条及び「大同工業大学大学院規則」第3条の規定に基づき、大学評価委員会が自己点検・評価を恒常的に行っている。
- ・大学評価委員会の組織は、学長指名の委員長を置き、学部の学科、教養部、大学院の専攻より各1人からなる10人の教員、事務部長及び学務室長等で構成されている。
- ・大学評価委員会の審議事項は、「大学評価委員会規程」第2条に以下の3点であることが定められている。
 - 自己点検評価の計画、実施に関すること
 - 第三者による外部評価に関すること
 - その他大学評価に関すること
- ・全学的かつ組織的な自己点検・評価は、5年周期で実施することとしている。
- ・平成11年度に大学基準協会の「相互評価」（外部評価）を受け、大学基準に適合しているとの評価を受けた。
- ・平成16年度には、自己点検・評価（内部評価）を実施している。
- ・教育改革実行委員会は、大学評価委員会の平成16年度自己点検・評価と連携し、平成18年度カリキュラム改正の基本方針を検討し実施している。
- ・学部の教育における点検・評価は、平成8年度に「学生による授業評価アンケート」が開始され、持続的に授業の改善と充実を目指した授業開発センターを平成13年4月に設置した。
- ・全授業科目を対象にした学生による「学生による授業評価アンケート」及び「学習到達

度評価アンケート」が平成13年から実施され、また、公開の「研究授業」も継続的に実施されている。

- ・これら学生によるアンケートに基づき、各教員は自らの授業の問題点・改善方策を検討し、その見解をアンケート結果報告書として学内公開している。
- ・入学生の基礎学力の補強や授業の理解を深めるために、学習支援センターが平成15年に設置され、学力不足学生に対する正規授業が理解できるように補完学習を行っている。
- ・大学院においては、大学院運営委員会のもとで大学院評価ワーキンググループが、「授業評価アンケート」及び研究指導や研究環境等についての「大学院生による大学院評価アンケート」を学期毎に実施し、問題点の抽出と授業改善や環境改善に取り組んでいる。

《7-3の視点》

7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

- ・自己点検・評価活動等の結果は、その都度「自己点検評価報告書」を発刊し学内外に配布し情報公開してきた。平成16年度自己点検評価報告書から、ホームページ上に掲載した。
- ・自己点検評価で指摘された問題点は、将来計画委員会や教育改革実行委員会等で検討され教育研究の質的向上に向けた改善策に生かされている。

(2) 7-3の自己評価

- ・平成11年の自己点検評価報告書及び大学基準協会の「相互評価」の結果を受けて、問題点・改善改革事項や助言・勧告等を踏まえて、学長主導で、学科改組を含む学部教育問題や各センターの改組・改編が、実行された。
- ・平成13年4月にスタートした教育標準プログラムの履行を図るために、また、教育重視型大学としての使命を果たすために、全教員の授業の公開を原則とし、持続的に授業の改善と充実に努めることを趣旨とした「大同工業大学授業憲章2001」が宣言され、教員及び事務職員が一丸になって、使命を遂行、努力している点は評価でき、制度が有効に機能している。
- ・平成14年度には、平成11年度の自己評価を踏まえた将来計画委員会の答申により、工学部電子情報工学科を改組し、情報学部情報学科を開設した。また、教育目標に掲げられている教養教育の充実に図るために、一般教養を教養部に組織替えを行い、現在、工学部、情報学部、教養部の体制で、教育の充実が図られている。
- ・教育改革実行委員会は、平成11年12月に第1期委員会が発足し、学科改組に関連する導入教育を含む昼間主及び夜間主コースの枠組み、キャップ制の導入、昼夜同時開講、教育目標と養成目標を具体化した教育標準プログラムの設計、新カリキュラム2001、等々の検討・実施を経て、現在、平成17年10月からの第5期委員会で検討が継続されている。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・自己点検評価の制度が有効に機能しているので、今後も改善しながら堅持していく。
- ・平成19年度の「認証評価」後の自己点検評価については、平成24年度を予定している。
- ・平成26年度に「認証評価」の申請とすることが平成16年度の大学評価委員会で検討され、実施にあたっては具体的方策がその都度企画されることとなる。

[基準7の自己評価]

- ・管理に関する各規程が整備され、審議、議決、諮問それぞれの役割を持つ機関で審議され、管理運営が図られている。
- ・理事長を議長とする「拡大常勤理事会」が、理事会と教授会との連携を図る場として機能している。
- ・役員等の選考については、「寄附行為」の規定に基づいて理事会の審議の中で適切に行われている。
- ・「大同工業大学大学評価委員会規程」が定められ、全学的かつ組織的に自己点検・評価がされ、学内外に公表され、改善に向けて機能している。

[基準7の改善・向上方策（将来計画）]

- ・更なる管理体制の改善と経営の透明性の確保を目指す。
- ・学生の要望や社会的ニーズを踏まえ、大学改革を迅速に推進していく。